

別 紙

●返戻金に関する事項

紹介により就職した求職者が、勤務開始後３か月以内に本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、手数料のうち５０％を返金するものとします。

ただし、下記の例の場合は、その適用外とします。

- ・ 求職者の死亡、傷病による退職
- ・ 求人者に起因する事由による退職（解雇、勧奨退職等退職の形態を問わない）
- ・ 求職者が求人者において派遣就業（紹介予定派遣含む）し、派遣就業終了後直ちに求人者に採用された者である場合